

電波監理審議会（第970回）議事要旨

1 日 時

平成23年9月14日（水）15：00～

2 場 所

総務省会議室（10階1002会議室）

3 出席者（敬称略）

(1) 電波監理審議会委員

原島 博（会長）、前田 忠昭（会長代理）、松崎 陽子、山田 攝子、山本 隆司

(2) 電波監理審議会審理官

中道 正仁

(3) 幹事

原田 秀雄（総合通信基盤局総務課課長補佐）

(4) 総務省

桜井総合通信基盤局長、鈴木電波部長、田中情報流通行政局長、稲田官房審議官 他

4 議 事 模 様

(1) よさこいケーブルネット株式会社及びテレビせとうち株式会社を当事者とした再放送同意に関する裁定処分に係る異議申立ての付議について （付議第2号）

審議の結果、審理を主宰する審理官を指名し、審理の手続を開始することを決定した。

【内容】

平成23年6月21日に総務大臣が行った、よさこいケーブルネット株式会社及びテレビせとうち株式会社を当事者とした再放送同意に関する裁定処分に対して異議申立てがなされたもの。

(2) 電波法施行規則、無線局免許手続規則、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案並びに二・五GHz帯の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針及び三・九世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針の各一部を改正する告示案について （諮問第25号）

審議の結果、諮問のとおり改正することが適当との答申をした。

【内容】

携帯電話の基地局や端末からの電波を中継・増幅する陸上移動中継局や小電力レピータの技術基準について、今後の新技術導入に円滑に対応していくために、通信方式によらない携帯無線通信の中継を行う無線局として技術基準を規定するべく、関連規定の整備を行うもの。

(3) 207.5MHz以上222MHz以下の周波数を使用する移動受信用地上基幹放送局の予備免許について **(諮問第26号)**

審議の結果、諮問のとおり改正することが適当との答申をした。

【内容】

平成22年9月に特定基地局の開設指針を認定したマルチメディア放送を行う基幹放送局に予備免許を付与するもの。

(4) その他

「周波数再編アクションプラン」（平成23年9月改定版）の公表、700/900MHz帯移動通信システムに係る参入希望調査の結果、平成22年度民間放送事業者の収支状況、放送法関係審査基準の一部改正について総務省から報告があった。

（文責：電波監理審議会事務局）